

込なき社なりしゆゑ、泉野神社へ合併の詮議にて、そのよし既に達方ありしかど、祇園會の事などあるゆゑにや、町内および近邊の者共商議のうへ、在來の如く其のまゝにさし置かれたきよし、縣廳へ歎願するにより、其の頃出願人手中取亂し有之處、往々町内等有志の者共修繕を加へ、保存いたしたしとの事により、出願の趣許可相成り、無格社へ加へられたり。依つて今に至り、毎歲七月祇園會を執行し、神勅方は泉野神社の神職來りて兼勤すといへり。

○高養山成學寺

淨土宗也。貞享二年由來書に云ふ。當寺開基松平又右衛門、正保二年に死去仕、悴無之故、居屋敷又右衛門後室に可被下旨、微妙公被仰出處、右後室松平右馬助を頼、又右衛門居屋敷指上候間、何卒泉野寺町玉泉寺上屋敷之内、又右衛門居屋敷歩數程拜領仕、又右衛門位牌所一字建立仕度旨、津田文蕃を以願上候處、正保四年願之通玉泉寺上屋敷七百七拾九步三尺五寸之内、四百九拾六步一尺八寸又右衛門居屋敷當り之通拜領被仰付、外に二百七拾九步一尺七寸地子地請込に仕、一寺建立、又右衛門戒名成學居士と

申に付、成學寺と號し、門前家數七軒有之。と載せたり。
○成學寺芭蕉塚
成學寺境内に建てたり。碑面蕉翁墳とありて。
あか〜と日はつれなくも秋の風

寶曆五亥祀

金澤麥水連中建之

按ずるに、諸國翁墳記に、翁塚加州金澤に在。萬子建。次に秋日塚加州金澤にあり。麥水建。とあり。萬子が建てし翁塚は何れの地に建てたるならん。

○玉泉寺舊地

國事昌披問答に、玉泉寺の舊地は祇園の邊、成學寺の所なりと見ゆ、三壺記に云ふ。寛永六年常善寺と云ふ寺號を除きて、玉泉寺と改められ、寺の向うと横町・野町の際まで、寺の門前に被下ければ、夥敷地子を取上げ、寺の雜用に成しけり。然るに明曆元年玉泉院殿の三拾三回忌にならせ給へば、前年より玉泉寺屋敷替命ぜられ、本の寺屋敷は成覺寺に渡り、其時門前地は被召上たり。とあり。按ずるに、此の地を玉泉寺の寺地となし、爰に菅原天神の社殿をも造營ありしは元和三年なり。寛文七年の上梁文に、元和三丁

巳之秋。擇地於泉野。鳩工營構。不幾月而宮成矣。と見ゆ、延寶二年の由來書にも、玉泉院殿之御願に依て、元和三年之秋越中淨禪寺に被仰付、當地々天神御勸請、則淨禪寺前住別當所に有之、寛永元年迄神事相勤。とあり。さて淨禪寺を玉泉寺と改稱し、玉泉院殿位牌所となし、今の地へ轉地して、更に造營を命ぜられたるは正保三年なり。延寶二年の由來書に、寛永十六年二月玉泉院殿十七年忌御弔より、御位牌所に被定、正保三年當寺御建立被成。とありて、成學寺由來書に、正保四年玉泉寺上屋敷七百七拾九步三尺五寸之内、四百九拾六步一尺八寸拜領被仰付。と見ゆ、正保四年八月開禪寺等育和尚上申書に、野町玉泉寺と並に罷在申様に、左之方明地之内五拾間四方拜領仕度云々。裏書に、玉泉寺渡殘之内を以千五拾步可被相渡。とありて、此の地面は慶安四年に寶勝寺千岳和尚へ更に賜はり、今少林寺の寺地也。されば三壺記に、明曆元年玉泉院殿の三拾三回忌に付、前年より玉泉寺屋敷替を命ぜられ、舊寺地は成學寺へ賜るとあるは過開にて、年曆甚だ誤れるなり。

○横 町

此の町は、祇園社の向、野町に出づる小路を呼べり。昔玉泉寺、今の成學寺の地にありし頃、寺の横町なる故、横町と呼びて、玉泉寺の門前地なりといへり。されば今此の小路を横町と呼べるは、往昔玉泉寺此の地にありし時の遺稱なり。或は云ふ。此の小路は昔は甚だ狭き道路にて、往來難儀せしゆゑ、中古取廣められ、今の如く成りたりといへり。按ずるに、改作所舊記に載せたる元祿十三年十二月町奉行の書簡に、
犀川妙慶寺坂崩込に付、神社御奉行中申談候而、垣申付往來止申候。在々より往來の牛馬、玉泉寺前より野町四丁目へ令往來候様御申付可有之候。勿論野町一丁目往來之道筋有之候へ共、殊之外狭く、牛馬難通に付如、此に候。以上。

十二月二日

三輪 七左衛門

湯原 主膳

永原 權丞様

長瀬 湍兵衛様

又正徳二年二月郡奉行より違書に、